

静岡県告示第392号の2

静岡県優秀技能者功労表彰に関する要綱（平成元年静岡県告示第646号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月9日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>（<u>労働大臣</u>の行う卓越した技能者表彰への推薦）</p> <p>第7条 <u>労働大臣</u>が行う技能者表彰の被表彰候補者については、この要綱によって表彰を受けた者のうちから推薦するものとする。</p>	<p>（<u>厚生労働大臣</u>の行う卓越した技能者表彰への推薦）</p> <p>第7条 <u>厚生労働大臣</u>が行う技能者表彰の被表彰候補者については、この要綱によって表彰を受けた者のうちから推薦するものとする。 <u>ただし、これにより難い場合にあつては、知事が別に定めるところにより、推薦するものとする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第7条の規定は、令和5年3月17日から適用する。